



平成 23 年 7 月 29 日

各 位

東京都新宿区新宿一丁目 1 番 13 号
伯 東 株 式 会 社
代表取締役社長 杉 本 龍 三 郎
(コード番号 7 4 3 3 東証第 1 部)
問い合わせ先
取締役管理統括部長 新 徳 布 仁
TEL 03(3225)8910

裁判外調停による和解に関するお知らせ

平成 22 年 11 月 29 日付の「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりました件について、下記のとおり裁判外調停(Private Mediation)により和解をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

Hach Company(以下「Hach 社」)は、2001 年 5 月に Anatel Corporation(以下「Anatel 社」)の買収を目的に、Anatel 社の株式を保有していた当社子会社 Hakuto America Inc.(2002 年 8 月解散。以下「伯東アメリカ」)はじめ全株主と株式譲渡契約を締結し、Anatel 社の全株式を購入いたしました。Hach 社は 2002 年 4 月に Anatel 社製品が Sievers Instrument, Inc. (以下「Sievers 社」)の特許を侵害しているとして Sievers 社より提訴され、2008 年 6 月に同社との和解契約に基づき、800 万米ドルを超える賠償金の支払いを行いました。

Hach 社は、当該賠償金の支払いによって生じた損害は、伯東アメリカとの間で締結した株式譲渡契約の補償条項違反に当たるとの立場をとり、伯東アメリカは上記のとおり既に解散しているため、完全親会社である当社に対し、2010 年 7 月 9 日付にて損害賠償請求の訴訟が提起されました。

また、伯東アメリカ解散時に同社の取締役であった高山一郎取締役に対しては、米国の法律上、伯東アメリカの解散を Hach 社に通知しなかったことについての責任があるとして、同取締役を提訴いたしました。

当社は、Hach 社の主張に対し、損害賠償責任は無い旨の事実確認を行い、訴えの却下を求めて参りましたが、解散後既に 9 年が経過している当社米国子会社の事案であることなどから、裁判による解決には、長期間を要することが予想され、またそれに応じて訴訟費用の増大が見込まれることが明らかとなりました。当社は、早期の係争解決による本業への経営資源の集中、費用の削減等の必要性を総合的に勘案した結果、和解協議を行なうことが合理的であると判断し、Hach 社との間で JAMS(米国の係争解決機関)による裁判外調停(Private Mediation)を行いました。

裁判外調停の場においては、調停人を介し、両社ともお互いの立場を主張し、鋭意協議を続けた結果、2011 年 7 月 21 日、和解が成立いたしました。

2. 和解の主な内容

当社から Hach 社への和解金 130 万米ドルの支払い

当社への訴訟の取り下げ

Hach 社の当社に対する今回の係争に関する全ての請求権の放棄

なお、高山一郎取締役に対する訴訟については、当社と Hach 社との和解成立と同時に、取り下げられる旨、合意されております。

3. 当社の業績に与える影響

当社は、今回の和解により、本日付で公表した平成 24 年 3 月期第 1 四半期業績において、訴訟和解金 130 万米ドル(105 百万円)を特別損失として計上いたしました。

以 上